

## (5) 収用委員会の裁決

ア 審理が終わりますと、収用委員会は、意見書や審理で主張されたことなどをもとに、独自の調査をしたうえで裁決をします。

裁決は、裁決申請および明渡裁決の申立てに対する最終的な判断です。

裁決には、権利取得裁決と明渡裁決があり、裁決書（正本）は、土地所有者および関係人に送付します。

イ 裁決書に記載されている補償金等を起業者が支払えば、権利取得の時期に、裁決書に記載されている土地（収用する土地）の所有権は、土地所有者、関係人の意志にかかわらず起業者が取得することになり、明渡期限までに、土地を明渡さなければなりません。

仮に、補償金の受領を拒まれても、起業者が法務局に供託する（補償金を預ける）と支払ったこととなります。

## (6) 和 解

裁決前に、当事者間で合意が成立した場合には、任意契約をして、起業者が裁決申請を取下げるか、収用委員会で和解調書の作成手続を進めることができます。

ア 和解は、裁決申請後であっても、当事者間の話し合いで円満に解決することが望ましいため設けられた制度です。

イ 和解には、裁決すべき事項について、当事者全員の合意が必要です。合意があったときは、全員から収用委員会に対し、和解調書の作成の申請をします。

ウ 収用委員会は、和解の内容を審査したうえで、和解調書を作成します。

エ 和解調書が作成されると、収用の裁決があったのと同様の効果が生じます。